

## 平成 28 年度 全国社会就労センター協議会 事業計画

(平成 28 年 2 月 26 日)

平成 27 年 12 月、社会保障審議会障害者部会において検討されてきた障害者総合支援法施行 3 年後の見直しのとりのまとめが行われ、部会報告書として公表された。今後は、同報告書に盛り込まれた内容を制度政策に反映させるために、総合支援法の改正、各種政省令や通知の改正、次期（平成 30 年度）報酬改定が進められることとなる。

部会報告書の中で障害者の就労支援については、各就労系事業にその事業目的にそった経営（運営）を求めている。特に就労継続支援 B 型事業には、平成 25 年度の全国平均で 1 万 4,437 円であった工賃の向上が、より一層社会から、そこで働く障害のある人から、その家族から期待されることが想定される。働くことを希望する重い障害のある方への支援をこれまで同様に大事にしつつ、障害者就労支援施設・事業所の全国組織として、地域での自立した生活につなげるべく、これまで以上の工賃向上を使命として取組を進めていかななくてはならない。

平成 27 年度障害サービス等報酬改定の国の検討の中では、経営実態等の検証にあたり現状を反映した正確なデータの必要性が意見され、今後、報酬改定前後の複数年のデータの把握がなされることとなった。このような状況を踏まえ、次回（平成 30 年度）障害福祉サービス等報酬改定に向けた準備のために、今回（平成 27 年度）の改定が社会就労センターに与えた影響について、検証するための調査が必要である。

平成 25 年 4 月 1 日より「優先調達推進法」が施行され、間もなく 3 年が経過する。国によると、平成 26 年度の調達実績は前年度を上回ったが、都道府県、市町村等ごとの取り組みには差が生じている。また、依然として調達方針が未策定の自治体や調達額が伸びない自治体等が多くある現状がある。このため、さらに法の活用を推進し社会就労センターへの発注拡大を図り、利用者の工賃・賃金向上につなぐ取り組みを一層すすめる必要がある。

さらに現在、社会福祉法人制度を見直す改正社会福祉法案が国会で審議されている。法が成立すれば、平成 28 年と 29 年の 4 月に様々な改正が行われ、社会就労センターに与える影響も少なくない。中でも、社会福祉充実残額の明確化については、生産活動を行う社会就労センターにとって特に大きな影響が生じることが想定されるため、そのルール作りや運用については引き続き関係機関に必要な主張を行いつつ、会計に係る取り扱いについては、習熟することが必要となっている。

いずれも、工賃向上を実現するためには乗り越えなくてはならない課題であり、本会は平成 28 年度事業において、以下の 3 点を重点的に対応する事項として設定することとする。

- ① 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応
- ② 優先調達推進法を活用した官公需推進
- ③ 社会福祉法人制度の見直しに向けた対応

さらに、平成 21・22 年度にとりまとめた「基本論（セルフ協「働く・くらす」を支える就労支援施策のめざす方向）」について、障害者総合支援法の見直しにより、新たな就労系事業である「就労定着に向けた支援を集中的に提供するサービス」が設けられること等も念頭に、平成 30 年 4 月の改正法施行前までに完成を目標として必要な見直しに着手することが求められる。この見直し検討では、生保・社会事業授産施設、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、生産活動実施の生活介護と、幅広い事業体系をカバーしている他の就労支援団体にはない本会固有の性格を踏まえ、各事業共通の課題と事業毎の課題を整理し、見直し以降の本会事業のあり方の検討にもつなげていくこととする。

このような課題意識を踏まえ、平成 28 年度は以下に掲げる各々の事業に取り組んでいくこととしたい。

## **1. 工賃・賃金向上につなげる発注の拡大**

社会就労センター（セルフ）は、働く障害者の自立した地域生活を実現するべく、働く場を提供するとともに、経済活動をとおして利用者に工賃・賃金を支払うという固有の事業を行う社会福祉施設である。この使命を果たし、工賃・賃金の向上を図るため受注拡大に向けた取り組みを進める。

### **（1）優先調達推進法を活用した官公需推進 重点対応②**

優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行されてから約 3 年が経過する。調達実績は自治体ごとに差が見られ、依然として調達方針が未策定の自治体等も多くある現状から、法の活用を推進し社会就労センターへの発注拡大を図り、利用者の工賃・賃金向上につなげる「工賃向上計画」事業を一層推進するよう、以下の取り組みを進める。

#### ① 官公需等優先発注制度の推進

- 同法が社会就労センターの発注拡大と工賃向上に与えた効果を検証する「就労支援事業所の工賃向上と商品・サービスの実態についての調査」の結果を踏まえた取り組みの実施
- 啓発パンフレット、ポスターの配布等による同法の普及活動の実施
- 同法施行から 3 周年となる「優先調達推進法の日・週間」キャンペーンの実施

#### ② 共同受注窓口の組織・機能強化及び充実

- 「全国共同受注窓口担当者会議」の開催  
〔日程〕平成 28 年 11 月 9 日（水） 〔場所〕全国社会福祉協議会会議室

### **（2）セルフ商品に係る関係法規の遵守に関する広報・普及の取り組み**

「改正不当景品類及び不当表示防止法」や「改正食品表示法」等の施行により、社会就労センターが製造する商品についても、消費者保護の観点から様々な条件が課されていることから、関連商品を取り扱っている社会就労センターに対する、上述の内容の広報と普及に係る取り組みを引き続き進める。

### (3) SELP／ロゴマーク使用規程の改正

働く障害者への社会からの理解を獲得したセルプの認知向上とセルプ商品に係る法令遵守を目的として、SELP／ロゴマーク使用規程や使用に際してのガイドラインを改正し、周知と運用を図る。

### (4) 民需拡大に向けた取り組みの具体化

優先調達推進法を活用した官公需推進のみならず、その先の民需の拡大に向けた新たな仕組みづくりとその具体化に向けた検討を進める。

- ・ 新たな民需拡大策の検討、提案
- ・ 優先調達推進法附則にある税制優遇措置、公契約落札者決定における障害者就労支援施設等への発注を評価する仕組みの具体化

### (5) 「平成 28 年度ナイスハートバザール」の実施（国庫補助事業）

全国の社会就労センターの商品を展示販売することにより、販路拡大と広く社会からの理解を深めることを目的として「全国ナイスハートバザール」を開催する（2都道府県予定）。

出展商品は「改正食品表示法」「改正不当景品類及び不当表示防止法」をクリアしなければならない、それに向けた関連情報の周知、対応についての研修と適切な展示や販売方法等の普及・啓発を進める。

また、次年度以降のナイスハートバザールの開催の一層の充実にに向けた見直しに係る検討を行う。

### (6) 日本セルプセンターとの連携と協力

日本セルプセンターが実施する各種事業について、連携と協力を進めることで、社会就労センターの発注拡大と、働く障害者の工賃・賃金の向上を図る。

## 2. 「働く・くらす」を取り巻く制度・政策・予算の改善に向けた対応

### (1) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた平成 27 年度改定の検証

**重点対応①**

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の国の検討の中では、経営実態等の検証にあたり現状を反映した正確なデータの必要性が意見されており、各障害関係団体に対してもヒアリング等で同様の意見があったところである。

平成 28 年 1 月には「障害福祉サービス等経営実態調査見直しに関する検討会」の報告書がとりまとめられ、改定前後の複数年のデータを把握すること、収支状況と併せて長期借入金返済支出についても調査を行うこと、サービス間の費用按分については社会福祉法人新会計基準の規定を準用すること、等が見直しの内容として上げられた。

こうした状況を踏まえ、次回（平成 30 年度）障害福祉サービス等報酬改定に向けた準

備のために、今回（平成 27 年度）の改定が社会就労センターに与えた影響について検証する調査を実施する。

## **（２）社会福祉法人制度見直しに向けた対応 重点対応③**

社会福祉法人制度を見直す改正社会福祉法案の国会審議が進められている。同法には平成 28 年 4 月施行と平成 29 年 4 月施行のものがあり、平成 28 年 4 月施行の内容（財務諸表等の公表、関係者への利益供与の禁止、地域における公益的取組の責務等）については、随時、会員施設・事業所に情報提供を行う。

平成 29 年 4 月施行の内容（議決機関としての評議員会の必置、関係者との取引内容等の公表に係る規定の整備、役員報酬基準の作成と公表、社会福祉充実残額の明確化と社会福祉充実計画の策定、等）についても、随時、準備が求められる事項について会員施設・事業所に情報提供を行うこととする。社会福祉充実残額の明確化については、生産活動を行う社会就労センターにとって特に影響が生じることが想定されるため、そのルール作りや運用については、引き続き国に対して必要な主張をしていくこととし、会計に係る取扱いについては解説資料を作成する。

なお、改正社会福祉法に係る取り組みは、全社協・社会福祉施設協議会連絡会と連携をして進める。

## **（３）就労継続支援 A 型事業のセルフモデル（運営規程）の作成**

就労系事業で働く障害のある方の労働者性については、厚生労働省通知により一定の整理がされているものの、わが国も批准した障害者権利条約が求める内容と照らし合わせると、依然として様々な課題があることが分かる。労働法規適用により労働者として働くことができる就労継続支援 A 型事業は、労働者性の確保という観点からも重要な事業である。

福祉工場制度の時代から一人の労働者としての支援を展開してきた本会として、参入の拡大により多様な A 型事業所が存する現状を踏まえ、あるべき A 型事業所像を打ち出すべく、平成 27 年度に設けた「就労継続支援 A 型事業検討特別委員会」において A 型事業のセルフモデル（運営規程）を作成する。

## **（４）障害者総合支援法施行 3 年後の見直しのフォローアップと基本論の見直し**

社会保障審議会障害者部会における障害者総合支援法施行 3 年後の見直しの議論の結果、平成 27 年 12 月に報告書（「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」）がとりまとめられた。同報告書に基づく見直しが今後進められることから（法改正、政省令改正、報酬改定、各種予算措置）、これまで改善を主張してきたこと、懸念を表明してきたことについて、国の見直しに係る作業状況を注視しつつ、本会の意見を反映いただくよう随時必要な対応をとることとする。

さらに、平成 21・22 年度にとりまとめた基本論についても、障害者総合支援法の見直しにより、新たな就労系事業（就労定着に向けた支援を集中的に提供するサービス）が設けられること等も念頭に、平成 30 年 4 月の改正法施行前までに見直しを行うこととする。この見直しは、就労支援に係る幅広い事業体系をカバーしている本会固有の性格を踏まえ、本会事業のあり方の検討にもつなげることとする。

### **(5) グループホーム等の働くを支える“くらす”における支援の検討**

障害のある方の“働く”を支える上での“くらす”の充実をはかるために、本会は基本論において相談支援、コーディネート、緊急時支援の機能が住まいの場に必要であると主張してきたところである。障害者総合支援法施行3年後の見直しを受けて、改めて住まいの場の検討を基本論の見直しと一体的に進めることとする。その一環として、全国社会就労センター総合研究大会において“くらす”の分科会を設け、働くよりも“くらす”の場面での支援に従事する職員、“くらす”の場面で支援の必要度が高い方のサポートをする職員に参加いただくことで、情報共有や課題収集を行う。

### **(6) 生活困窮者に対する支援体制の構築**

社会福祉法人の在り方が議論されるなかで、その役割を発揮する取り組みとして“生活困窮者に対する支援”があげられている。生活困窮者自立支援制度が平成27年度より実施されていることを踏まえ、社会就労センターが進めるべき取り組みを検討する。

### **(7) その他障害福祉制度全般に係る対応**

障害福祉制度全般に対して、以下の動向を念頭におき、必要な検討、要望、情報提供等を行う。

(「障害者総合支援法」関連)

- ・ 平成27～29年度を期間とする第4期障害福祉計画
- ・ 就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント

(「優先調達推進法」関連)

※「1.(1) 優先調達推進法を活用した官公需推進」参照

(「障害者権利条約」の推進に係る障害者制度改革関連)

- ・ 平成25～29年度の第3次障害者基本計画
- ・ 障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法施行後(平成28年4月)の対応
- ・ 障害者虐待防止法

※「4.(2) 障害者の権利擁護・虐待防止に係る社会的要請に応える取り組みの推進」参照

(その他)

- ・ 労働分野における施策との連携(ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センター等)
- ・ 地域主権改革(指定基準に関する地方公共団体の条例への委任)

## **3. 働く障害者への支援の質を高めるための大会・研修会等の開催と啓発**

### **(1) 全国大会、研修会の企画・開催**

#### **①「平成28年度 全国社会就労センター総合研究大会(三重大会)」の企画・開催**

〔日程〕平成28年7月7日(木)～8日(金)

〔場所〕四日市都ホテル(三重県四日市市) 〔定員〕500名

〔プログラム〕障害者総合支援法見直し後の就労支援の在り方をテーマに企画

## ②「平成 28 年度 全国社会就労センター長研修会」の企画・開催

〔日程〕平成 29 年 2 月 23 日（木）～24 日（金）

〔場所〕新横浜国際ホテル（神奈川県横浜市）〔定員〕400 名

〔プログラム〕社会就労センターの施設長等（経営管理業務担当者）を対象とし、平成 29 年度に向けた障害福祉施策の動向と社会就労センターの対応をテーマに企画

## ③「平成 28 年度 全国社会就労センター協議会 課題別専門研修会」の企画・開催

〔日程〕平成 28 年 10 月 13 日（木）～14 日（金）

〔場所〕全社協灘尾ホール・会議室（東京都千代田区）〔定員〕150 名

〔プログラム〕社会就労センターの職員（※）を対象とし、事業振興に係るプログラムも盛り込んだ研修を企画〔（※）就労支援担当職員以外の職員も含む〕

## （2）事業振興に係る研修会の企画・開催

### ①「ナイスハートバザール担当者研修会（国庫補助事業）」の企画・開催

〔日程〕平成 28 年 9 月 1 日（木）〔場所〕全社協会議室〔定員〕60 名

### ②「第 7 回日本セルフセンター研究大会」の共催

〔日程〕平成 28 年 6 月 2 日（木）～3 日（金）

〔場所〕中野サンプラザ（東京都中野区）〔定員〕200 名

## （3）リーダー養成ゼミナール等の開催によるセルフを支える人材の育成

### ①「第 21 期（平成 28 年度）リーダー養成ゼミナール」の企画・開催

〔日程〕前期面接授業 平成 28 年 8 月 17 日（水）～19 日（金）

後期面接授業 平成 29 年 1 月 17 日（火）～19 日（木）

修了式・特別講義 平成 29 年 3 月（1 日間）

〔場所〕全社協会議室〔定員〕18 名

〔プログラム〕社会就労センターの若手管理者および職員を対象とし、ゼミ（レポート提出）を盛り込んだ参加型の研修を企画

### ②「平成 28 年度リーダー養成ゼミナール修了生フォローアップ研修会」の企画・開催

〔日程〕平成 29 年 1 月 16 日（月）～17 日（火）

〔場所〕全社協会議室〔定員〕50 名

※ 運営は日本セルフ士会

## （4）日本セルフ士会活動の支援

リーダー養成ゼミナールの修了生により組織される「日本セルフ士会」の活動の支援を通じて、セルフを支える人材の継続的な育成をすすめる。セルフ協主催の研修会等の場で報告をいただく等、セルフ協事業に参画する機会を設けることで、本会活動の活性化を図る。

## **(5) 地方組織研修会の開催支援**

障害者就労支援施策の動向やセルフ協の取り組み、「改訂版社会就労センターハンドブック」に集録された社会就労センター経営（運営）のポイント等を、幅広く会員施設・事業所に伝えるために、地方組織が実施する研修会等へ本会役員を派遣する。

地方組織が実施する研修会のプログラム等の情報を集約し、共有化を図ることで、各ブロック・都道府県における研修会企画の支援につなげる。さらに、本会役員が地方組織の研修会等で本会事業の意義を説明することで会員数増につなげ、本会の組織強化を図る。

## **4. セルフの機能強化の基盤となる調査研究活動の推進**

### **(1) 「就労支援事業所の工賃向上と商品・サービスの実態についての調査」（平成 27 年度実施）のフォローアップ**

平成 27 年度に実施した「就労支援事業所の工賃向上と商品・サービスの実態についての調査」結果から見えてきた受注拡大、工賃向上要因等を基に、関連する社会就労センターの具体的な実践を収集する（事例集の作成）。実践の共有を通じて、社会就労センターにおける受注額、工賃支給額の底上げを図る。

### **(2) 障害者の権利擁護・虐待防止に係る社会的要請に応える取り組みの推進**

平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准、平成 28 年 2 月以降に提出予定の第 1 回政府報告をふまえ、障害者の権利擁護に係る啓発、会員施設・事業所における虐待防止への取り組みを、全国社会福祉協議会が行う関係事業と連携しつつその推進を図る。

あわせて、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法（差別禁止と合理的配慮提供等）の施行を控え、社会就労センターに求められる取り組みについて関連情報の収集に努め、必要な対応についての周知をはかる。

### **(3) 「改訂版『社会就労センターハンドブック』」の普及**

社会就労センター（セルフ）の使命と役割を広く社会に発信し、会員施設・事業所における業務の推進を支えるべく、平成 27 年 5 月に刊行した「改訂版『社会就労センターハンドブック』」のより一層の普及を図る。さらに、研修会（特に職員を対象とした研修会、地方組織研修会）での活用をすすめる。

### **(4) 社会就労センターにおける人材確保・定着についての検討**

近年、福祉人材の確保とその定着については困難さを増しており、社会就労センターにおいても同様である。人材確保とその定着は、社会就労センター存続やサービス提供の根幹に関わる課題であるため、その課題に対応するための方策について、全社協政策委員会における取組とも連携をして、必要な情報提供及び検討を進める。

## **(5) 社会就労センター実態調査（平成 29 年度実施）の準備**

社会就労センターの状況を定点観測することを目的に、約 3 年毎に実施している「社会就労センター実態調査」について、平成 27 年度に実施した「就労支援事業所の工賃向上と商品・サービスの実態についての調査」、平成 28 年度に実施する「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定影響検証調査（仮称）」の結果を踏まえ、平成 29 年度実施分（対象は平成 28 年度末の状況）の調査項目の検討を行う。

## **(6) 国際協力の推進：W I、W A s i a 活動への参加と協力**

W I（ワーカビリティ・インターナショナル）、W A s i a（ワーカビリティ・アジア）の活動について、W I J（ワーカビリティ・インターナショナル・ジャパン）の活動をとおして必要な協力を行う。（以下関係会議）

### ① W A s i a 地域会議 2016

〔日程〕2016（平成 28）年 8 月 25 日（木）～27 日（土）

〔場所〕インド バンガロール

### ② W I 世界会議 2016

〔日程〕2016（平成 28）年 9 月 26 日（月）～28 日（水）

〔場所〕ニュージーランド オークランド

さらに、得られた海外の障害者就労に係る情報等やW I・W A s i aの活動を広く会員間に周知することで、特にアジアを中心とした国際協力の推進を図る。

## **(7) 海外視察研修実施の検討について**

## **5. セルフ協事業の充実を図るための組織体制の強化**

障害者の「働く」「くらす」を支えるべく事業を推進していくために、全国組織のみならず地方組織も含めた組織基盤を強化する。あわせて、本会事業を着実に実施するために円滑な会務の運営に努める。

### **(1) セルフ協組織の強化に向けた検討及び会員施設・事業所の拡大に向けた取り組み**

現在の会員施設の継続加入に向けた取り組みと関係施設・事業所への会員新規加入の呼びかけを進めるとともに、各都道府県組織および会員施設の状況の把握を進め、セルフ協の組織強化につながる会員登録・会費制度等の検討を進める。

特に、全国組織と都道府県組織のどちらか一方ではなく両組織への加入促進を進める取り組みを行う。加えて、日本セルフセンターと協働した加入促進活動、両団体事業の相互の広報等をすすめる。

### **(2) ブロック・都道府県組織活動の強化**

計 7 ブロック、46 都道府県組織における活動の強化を支援するべく、以下の取り組みを行う。



- ① 都道府県組織の未設置県（山梨県）に対する組織づくりの支援
- ② ブロック・都道府県組織に対する情報提供
- ③ ブロック及び都道府県組織に対する助成の実施

※ 各ブロック組織に対して 15 万円（北海道ブロックは都道府県組織と同一の圏域であるため半額）を助成する。各都道府県組織に対して平成 27 年度と 28 年度の 2 か年度会費を納入いただいた施設・事業所数に 5,000 円を乗じた額を助成する。

### （3）会員施設・事業所に対する情報提供

関連施策の動向、セルフ協の活動状況等の最新情報を、会員施設・事業所および各都道府県組織宛に周知する。

- ① 「セルフ通信速報」（メールマガジン）の発行
- ② ホームページによる情報提供の充実

### （4）表彰の実施

社会就労センターに勤務し、働く障害者の支援に尽力されてきた職員の功績を讃える。社会就労センターに対する発注と障害者雇用に貢献してきた企業等に対し、感謝の意を示す。

- ① 「平成 28 年度永年勤続表彰」の実施  
※ 「平成 28 年度全国社会就労センター総合研究大会」において表彰式を開催
- ② 「平成 28 年度協力企業・団体・官公庁等感謝」の実施  
※ 「平成 28 年度全国社会就労センター長研修会」において表彰式を開催

### （5）全国セルフ災害時対応マニュアルに基づく取り組みの推進

「全国セルフ災害時対応マニュアル」に基づいた、運用を図る。

セルフ協および日本セルフセンターの会員施設・事業所に負担を依頼する「特別会費」を、平成 27 年度より設けた災害支援基金へ積み立てる。

### （6）セルフ協設立 40 周年に向けた検討の実施

平成 29 年度は、セルフ協の前身である全国授産施設協議会が設立されてから 40 周年を迎えることから、記念行事等の検討を行う等の準備を進める。

### （7）関係団体事業への協力等

社会就労センター事業の発展に向けて、以下の関係団体に役員等を派遣し、事業に対する協力を行う。

- 日本障害者協議会（JD）、障害者放送協議会、福利厚生センター  
わが国の社会福祉全般の推進に向けて、全国社会福祉協議会の各種事業に対する協力を行う。
- 政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会、福祉サービスの質の向上推進委員会への役員等の派遣
- 社会福祉施設協議会連絡会会長会議および調査研究部会、障害関係種別協議会等

## (8) 会務の運営

### ① 協議員総会の開催

第1回 平成28年5月10日(火) 全社協灘尾ホール(東京都千代田区)

第2回 平成29年2月24日(金) 新横浜国際ホテル(神奈川県横浜市)

### ② 常任協議員会の開催(年6回程度)

### ③ 正副会長会議の開催

### ④ 正副会長・委員長会議の開催

### ⑤ 専門委員会の開催

○ 総務・財政・広報委員会(年4回程度)

○ 調査・研究・研修委員会(年4回程度)

○ 制度・政策・予算対策委員会(年6回程度)

○ 事業振興委員会(年5回程度)

### ⑥ 部会の開催

○ 生保・社会事業部会、雇用事業部会、就労継続支援事業部会、就労移行支援事業部会、生産活動・生活介護事業部会

※ 各部会は全国社会就労センター総合研究大会と全国社会就労センター長研修会時の分科会で開催する。各部会の幹事会を年2回程度開催する。

### ⑦ その他の必要な会議等の開催

○ 工賃向上特別委員会(年3回程度)

○ 就労継続支援事業(A型)検討特別委員会(年3回程度)